

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPPORO

2005.8.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

## 第35号

## 介護給付適正化からみるケアマネジメンの現状と今後

(株)千早ティー・スリー ケアコンサルティング部長 松本博規

昨年度の札幌市介護給付適正化事業における被保険者の状態と給付の分析及び給付の妥当性に関するケアプランの確認結果の中から、訪問介護と福祉用具貸与に関する特徴的なことからをとおしてケアマネジメンの現状等について再考してみます。

まず、札幌市における訪問介護の利用形態としては、「生活援助」(身体介護と生活援助の両方の中の生活援助の部分も含む)の給付額は訪問介護全体の半数を超えており、特に要支援及び要介護1、そして障害老人日常生活自立度及び認知症老人日常生活自立度における軽度要介護者に関しての給付の割合が高くなっています。給付費用面から考えても、一般的に多くの被保険者に対して給付されている「生活援助」の給付の目的や効果、必要性、内容等が被保険者個別に十分に検討され、ケアプランへ記載されることは重要だと思えます。また、訪問介護の所要時間としては「1時間以上2時間未満」の割合が最も多くなっていますが、「4時間以上」という長時間の訪問介護も給付費用としてみると訪問介護全体の5%近くになります。長時間の訪問介護自体は問題ではありませんが、それが介護保険サービスにおける最も適切な選択肢なのか、他に方法はないかという給付の妥当性の検討と、ケアマネジメンの基本である自立支援に基づくものなのか等の検討は十分に行われるべきだと思えます。

次に、福祉用具貸与の給付額を種類ごとにみると、特殊寝台及び特殊寝台付属品が12種類全体の中の65%を超える割合となっており、これに車いす及び車いす付属品を加えると85%以上の高い割合を占めています。特殊寝台の給付の対象者別にみると、歩行可能な軽度な被保険者に対する給付額が福祉用具貸与全体の20%

近くにもなっています。これは、特殊寝台が寝返りや起き上がり等の支援ではなく、立ち上がり時の転倒防止等の目的で利用されていることが少なくない現状をあらわしており、ケアプランの記載にも多くみられます。前述と同様に給付の妥当性と、ベッド上での起き上がり等の機能低下のリスクはないか等の検討は十分に行われるべきだと思えます。また、特殊寝台付属品に関しては、介助(移乗)バーやオーバーテーブルなど、その種類によってニーズや目的等は異なるはずですが、ケアプランへの特殊寝台の付属品に関する記載のない場合が多く、福祉用具貸与自体の記載もない場合も少なくありません。一方で、移乗・移動及び寝返り等が全介助の重度の寝たきり状態の被保険者に対する歩行器や歩行補助つえの給付という不適合な給付の現状もあります。

以上のことから、被保険者の心身の状態、社会面や環境面等に対するアセスメントが重要なことはもちろん、達成可能な目標の設定、そしてインフォーマルも含めた生活全般の具体的なサービス内容の組み立て等や、更にはサービスの利用後の状況の変化と、サービスの適合性に関するモニタリングと評価がきわめて重要だといえます。つまり、サービス利用後の被保険者や介護者のわずかな変化、ニーズの変化などに対して「早期発見・早期対応」を実現するというケアマネジメンの基本を見直すこと、その基本を確実に実現してゆく専門性の高さを改めて見直す必要があると思えます。新たな高齢者のケアシステム構築が進められている中で、高齢者自身による自立への意欲向上、ご家族を含むコミュニティーの大切さ等、高齢者の保健医療・福祉の専門職としてのケアマネジャーの皆様が、地域におけるケアマネジメンの核となられることと信じております。

## ●平成16年度札幌市介護保険の苦情相談状況から●

### 居宅介護支援サービスへの主な苦情

札幌市では、各区役所保健福祉サービス課、本庁介護保険課及び札幌市社会福祉協議会福祉サービス苦情相談センターに相談窓口を設け、介護保険サービスに関する苦情相談に対応しています。

平成16年度の苦情相談総数は232件で、特に、居宅介護支援に対する苦情は年々増加傾向にあり、利用者や家族およびサービス事業者等から居宅介護支援に寄せられた相談は75件(15年度は55件)でした。ケアマ

ネジャーの説明・情報提供不足や契約の不履行、不適切な給付管理などケアマネジメントの根幹に係る内容が年を経るごとに増加している状況です。紙面に紹介した相談事例は一部ですが、実務の参考にしていただきますようよろしくお願いいたします。なお、他の在宅サービスや施設サービスに関する苦情内容は札幌市介護保険課ホームページに公表しておりますので、こちらの方もご参照ください。

### ■ 居宅介護支援 ■

苦情相談内容	苦情相談への対応
<p><b>【相談者：ケアマネジャー】</b> 事業所の内部事情を口外すると「一生つきまとって働けないようにしてやる」と脅迫され退職を決めている。サービス担当者会議は開催せず、モニタリングも実施していない。石狩支庁の指導を受けて、15年10月まで過誤調整を済ませたが、それ以降はそのままの状態。短時間の通院介助を多くして身体介護でプランを作成する等利用者本位のケアマネジメントを行っていない。</p>	<p>石狩支庁からも定期外実地指導を受けているにもかかわらず、改善されていないことから、再度石狩支庁へ情報提供を行う。また当該事業所の給付管理のあり方については、確認を必要とされている観点から、本市の介護給付適正化の対象として本庁と協議する。</p>
<p><b>【相談者：家族】</b> 高齢者マンション併設のケアマネジャーへサービス調整を依頼しても、新たなケアプランを作成してもらえず、専門的助言もない状況が続いている。長女から費用明細書を請求しているが、「うちでは渡さない」と言われる。本人・家族は通院以外の身体介護は依頼していないが、利用票をみると「ごみ捨て」が身体介護に入っている。</p>	<p>指定運営基準に抵触している内容なので、石狩支庁へ報告することとした。</p>
<p><b>【相談者：家族】</b> ケアプラン作成依頼して4週間以上待っているが、その後何の連絡もない。何度連絡しても「後日連絡します」と言われて経過してきた。そのケアマネジャーは学校の講師もやっているなど偉そうなことばかり言っていたが、こんな無責任な事業所は排除してほしいが指定権はどこが所管か。近々退院する家族のケアプランを依頼しているが、ケアマネジャーから連絡がないため退院日を決められないでいる。</p>	<p>保険者である市と北海道の役割の違いを説明したところ、すぐ道へ連絡すると一方的に電話を切った。</p>
<p><b>【相談者：事業者】</b> 訪問介護サービスを提供する際、一度もケアプランを見せてくれない。請求すると「前に渡していた」と嘘の返答。自社で行っているデイサービス・訪問介護を優先して入れるため、利用している他社のサービスを家族の了解をとらずに、時間を短縮したり中止したりする。訪問介護は全て身体介護としている等、他の居宅サービス事業者も不審に思っているとの声をよく聞く。</p>	<p>苦情相談内容を市の介護保険課へ伝えることとし、相談終了。今後、ケアプランの提出を求め、支援について不適切と思われることは話し合っていくことなどを助言した。</p>

<p><b>【相談者:家族】</b> 2か月前に更新申請のため被保険者証を渡したままになっていたのに、事業所に問うと「担当のケアマネジャーが退職して顧客の被保証類を全て持っていったのでわからない」という返答しかなく、要介護認定申請が放置されたままになっていた。認定の有効期限が切れケアプランもないまま通所サービスを利用してきたが、全額自己負担になってしまうのか不安になっている。</p>	<p>介護保険課へ苦情として報告した結果、市から当該居宅介護支援事業所に対して、介護給付に関する調査を実施することとなった。</p>
<p><b>【相談者:家族】</b> 訪問介護サービスを利用している親から最近ケアマネジャーが訪問していないとの話を聞いた。ヘルパーからは、利用票等はFAXでやりとりしていると聞いている。ケアマネジャーによる毎月の訪問は規定されているのではないか。</p>	<p>相談者は、事業者申し出る前に基準について確認しなかったとのことだったので、国が定める事業運営基準は、利用者側に特段の事情がない限り1月に1回の訪問面接が定められており、場合によっては事業者指導の対象になる旨を説明する。本日の説明を参考に、家族からケアマネジャーの訪問日について再確認した上で、事業者に問い合わせることとする。</p>
<p><b>【相談者:本人】</b> 福祉用具(特殊寝台)貸与だけのサービス利用だが、ケアマネジャーが初回訪問以降来ておらず、有効期限が切れてしまった。前回の更新時は区役所からの連絡で家族がケアマネジャーに連絡して更新手続きはケアマネジャーが行ったが、きちんとケアマネジャーが対応すべきではないか。</p>	<p>市から居宅介護支援事業所に対して、サービス利用者からの相談内容を伝え、ケアマネジャーの基本的役割であることを助言指導した。後日、ケアマネジャーから運営基準を遵守していないにも関わらず、居宅サービス計画費の報酬を減算しないで算定受領していたため、過誤請求の手続きを行いたいとの連絡が入った。</p>
<p><b>【相談者:ケアマネジャー】</b> 訪問看護ステーションの理学療法士が疥癬に罹患し、訪問リハビリテーション休止の連絡が入ったが、半月前に既に罹患し診断がなされた後だった。当該訪問看護ステーションの居宅介護支援事業所に対して関係事業所・利用者家族あてに二次感染予防対策の重要性から早期周知を求めたが、対応していない。当該担当理学療法士と接触のあった利用者や入浴介助しているヘルパーなどに病名を告げていない等、注意の喚起を怠り、対応が遅く内容が不十分であるとの要旨。</p>	<p>区の保健福祉二係長から、当該事業所所長あてに対応の不安について相談が入っていることを伝え、早急に対応の検討をしてもらうこととする。その後、当該事業所からサービス提供関係事業所および利用者に対して疥癬発病の経過と対処についての周知がなされた。</p>
<p><b>【相談者:家族】</b> 要介護認定の結果が送付され、同封されていた「指定事業所一覧」を見て、居宅介護支援事業所を選ぶために電話を掛けて依頼したところ、当該病院の受診患者でなければ契約できないとの説明であった。特定の医療機関の患者のみを対象とするような居宅介護支援事業所を「指定事業所一覧」に掲載することはない、削除すべきだ。電話を掛けるといきなり病院が出て、事業所名を言わなかった。病院併設の居宅介護支援事業所は皆このように一体的な体制となっているのか。</p>	<p>区から当該居宅介護支援事業所へ確認したところ、事業所の受入は介護支援専門員の人数から既に満杯で、新規を担当することは困難なのでお断りしたとの返答だった。病院の受診患者でなければ受け入れないということについては曖昧な返答であり「指定事業所一覧」から削除してほしいという苦情があったことについても明確な回答が得られなかったことから、本庁へ指導を依頼した。本庁から利用者への十分な説明等の必要性について指導が行われた。</p>

# ケアマネリーダーの 活動を通して



## 中央区ケアマネリーダー西円山病院 在宅ケアセンター 中西 菊恵

札幌市ケアマネジメントリーダー活動の一環で、介護支援専門員に対する個別指導や、相談という活動内容があり、今年度の居宅支援事業所訪問を6月から開始しました。基幹型の職員といっしょに、6月は、4ヶ所の事業所を訪問しました。3ヶ所は1人から3人のケアマネジャー事業所であり、担当が変更したばかり、新人がほとんどという事業所でした。ケアマネジャーが行わなければいけない基本的なものを、個人記録を基に確認しました。加えて、事業所として行わなければならないもの、日誌・管理者の責務・苦情処理簿の設備や記録等について確認しました。3ヶ所に共通して言えることは、ケアマネジャーとして実施していることが、記録の不備のため見えなかったことです。

- ◆日付けが記載されていないー訪問した日、利用者にケアプランを説明し渡した日、調整会議を実施した日等が明確でない。
- ◆モニタリングがケアプランに添ってされていない。していると言っているが、3ヶ月ごとにしていることが見えない。モニタリングの記録がない。
- ◆ケアプランの日付けが明確でない。(内容については、今回は指導しなかったが、プランで曖昧なものは(デイケア等に行っているのに、送迎・食事・入浴がない)、受けているサービス事業所が困ることを説明した。
- ◆サービス担当者会議をしていない。していても、記録に残していないといった状況が見えました。

事業所として、今一度、介護保険の基準省令、運営に関する基準を読み直し、実施したことの記録の整備をして欲しいと思います。訪問したケアマネジャー

から、それであれば、記録ばかりに追われてしまうという言葉が聞かれましたが、私たちが実際に実施したことは、どこで確認するかと言えば記録しかないのです、実施したのであれば、日付も残して記録しなければやったことにはならないと説明しました。記録の整理の仕方としては、一目でわかるような工夫(当事業所はゴム印で管理がわかる記録にしている)や、監査等で言われた時に、すぐ出せる記録の整理をしていくように話しました。

もう1ヶ所は、業務をしていて色々疑問になることがあり、その質問に答えるだけで訪問時間が終わってしまいました。しかし、質問事項から日々の仕事内容がわかり、基本的なことはクリアされていると推察しました。

訪問して思うことは職種や経験年数により、ケアマネジャーの幅がとてもあるなーと、感じます。経験がある方々は基本的なことは出来ているので、ケアプランの内容等に興味があると思われます。新人は、業務をどのように実施し、記録していくかということのようです。事業所の姿勢も、訪問でとても良く判ります。そこには、管理者が不在であったり、理解されていなかったりも見えてきます。

今年5月に、実施指導された事業所が、記録等の不備で3年前に遡って、7割の介護報酬に変更するように指導を受けたと聞いています。ケアマネジャーがしなければならない業務がきちんとされているか、今一度、記録から判るように工夫していくようにしていきたいものです。

## 清田区ケアマネリーダー 清田区基幹型在宅介護支援センター 八木 明美

このテーマでの依頼はとても難しい。というのも3年目を迎えるこの事業だが、毎年リーダーの方々と事業についてのねらい・役割・計画を考える。“リーダーってなにをすればいいの？”と。更に次年度の地域包括支援センターに対しての主任ケアマネとの関連で方針が明らかにされていない為、関係者にとっては気になるところである。清田区でのケアマネリーダーは現在3名、経験豊富な実務者の広岡氏・中村氏と共に今年度の計画を図る。昨年度は、訪問・相談共に事業内容としては乏しかった為、心新たに事業所訪問を中心にリーダーの紹介・ケアマネの実態を探り、今後のリーダー・そしてケアマネ連協役員も兼任してもらっている為、その関係性を生かした事業を目指す。清田区は、事業所数15箇所・約五十数名の実務者が従事されており、居宅の連協会員の加入率9割は意義があると思われる。

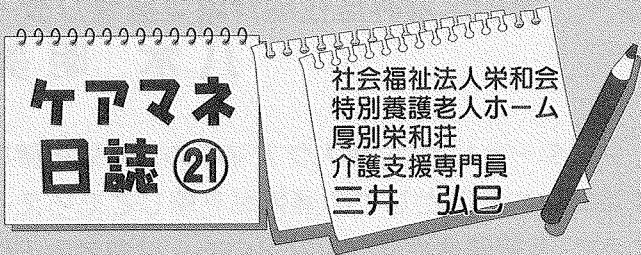
基幹型事業なのか、リーダー活動なのか、あるいはこのテーマを頂いても、感じるころがこの事業のみに感じたことではないことをお許しいただきたい。

ケアマネ実務者は、徐々に“ケアマネ像”を確立しているのではないかと、それは、利用者・家族と共に伴走しながら試行錯誤の結果だと思われる。サービス事業所や関係者と築き上げた連携、元々のソーシャルワーカー等の相談業務に携わらなかった方々も苦勞されながら実務を通して学ばれていると思う。しかし確かに連携の中で、あの事業所・あのケアマネはと、感じることはないわけではない。行政の眼が入らなくても駄目な事業所は自然とケアマネ間で情報交換しあって確認出来ているので市場原理で自然淘汰されてもいいとさえ思う。先日のケアプラン研修会等に参加されるような方たちは本当に健気に自分のモチベーションを維持させる努力を図りながら利用者のためにと勤務時間内・外問わず頑張られているように感じる。例え、その内容に対価が支払われない状況であろうとも。

リーダーとしては、新人ケアマネの方には正確な情報提供や仲間としての連帯感を感じてもらえるように、又経験豊富なケアマネの方には事業所内の組織的視点での役割期待や事業所外での連携役を意図しながら対応している。そして実務者の方が区を越えて札幌市のケアマネを考えていかれたらと思う。

ケアプランの課題は、“自立・予防”と昨年までには叫ばれてきたが、先日のケアプラン研修会の松本氏から“利用者本人の自立意識をいかに高めるかといったことがケアマネの仕事”との意見が述べられた。確かに国が作った“資格”ではあるが、指示された言葉や概念に左右されることだけでなく、そろそろ実務者のケアマネ自身が理論的に叫んでいく必要があるのではないかと考えている。また、それだけの実力をつけられている方も多数いらっしゃると思う。新人ケアマネをどのように育成していくか等、実務者が必然性を感じて取り組まなければならない課題のように思う。制度改正や国・市の動向はあるが、まずは実践者として構築していくことを目指したいと考えている。基幹型としての役割は力不足ではあるが、それを支援していきたいと考えている。





私は、ケアマネジャーといっても、特別養護老人ホームで「施設サービス計画」を担当する施設ケアマネです。厚別区の支部長より、「今年は施設ケアマネにこだわってみようと思う」とのこと、原稿依頼を受けました。しかし、私自身、あまり施設ケアマネにこだわっていなかったのが正直なところ。ケアマネ SAPPOROを読む限り、居宅のケアマネの皆さんの活躍と苦悩、それはとても大変なことなのでしょうが、どこか神々しく羨望の眼差しで見っていました。なんとなく施設ケアマネは制度のなかでも置いてきぼりにされているような…。そんないじけた私に、渴を入れるかのように、先日新しく専任の施設ケアマネが採用されました。この度の体制整備をきっかけに、私たちの施設にも100人を越える入居者とケアプランが存在していることを忘れてはいけない！！(忘れていた訳ではありませんが)と思い直しました。最近、支部長のこだわりが少し私を感化しているようです。

私たちの施設では毎週火曜日に、約2時間程度ケアカンファレンスを開催します。「自由な発想」と、「話の脱線」は紙一重です。日々同じ職場で働く馴染みの関係で、毎週繰り返されるケアカンファレンスは、時にボケとツッコミが存在するくらい?? 活発に意見が飛び交います。意見の述べやすい雰囲気作りに関しては120点満点といったところでしょうか。

先日は、入居者A氏の美容室でパーマをかけたいとの希望について検討がなされました。A氏は慢性関節リウマチの発症から約40年が経過した方で、現在は何とか座位保持が可能で、臥床時には定時に体位変換を要するほど自力での動作は制限され

た方です。

私にとってはパーマをかけることがどんなに過酷で時間を要すものなのかは今ひとつ想像が付きません。しかし、バリカンひとつ20分間で散髪が済む話から、パーマ、カラーリングで5時間もかかるという話まで、様々な職員の体験談から、A氏が美容室でパーマをかけてくれることが可能か否か、現実味を持って話が進みます。

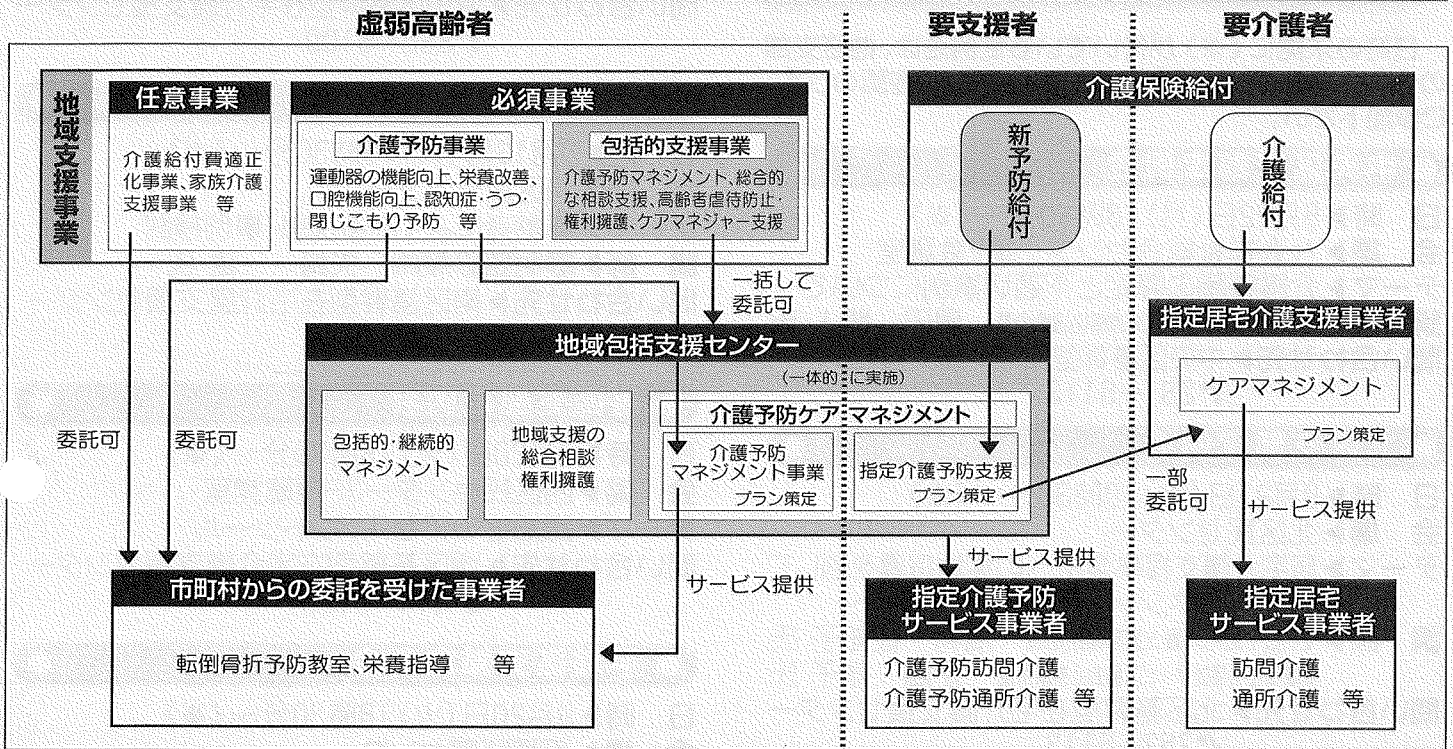
男性のオムツの当て方についてもよく激論?となります。とかく、介護の現場は女性職員が多く、オムツの当て方の「快」「不快」はなかなか想像が付きにくいようです。しかも、カンファレンスとは言え、普通は大きな声で発言することには抵抗感があるのかも…。しかし、私どものカンファレンスでは、「オムツに手を入れるのは不快感があるから?」「向きが気に入らない?」云々。紙オムツの種類や、排泄間隔にあわせたオムツ交換と同様、男女問わず遠慮ない生の声が排泄介助に反映されていきます。

ふざけているような、ふざけていないような…。しかし、施設のケアカンファレンスは、日頃から同じ入居者と向き合い、気心の知れた職員であるからこそ、歯に衣着せぬ討論が可能なのだと思います。私たちのケアカンファレンスでは自由な発言、自由な発想がモットーですが、単なる脱線にならぬよう、ケアマネジャーとしては交通整理を行うよう心がけています。

また施設は、内部のチームワークを重視する分、発想の転換が苦手という一面があります。施設ケアマネは外部との交流を持ち、新しい風を施設の中に流していく役割も担っていると感じます。横のつながりが少なかったり、研修の機会が不足していたり…悩み多きところではありますが、これからの連協の活動を通じて、常に新しい情報に触れていたいと思います。頑張り施設ケアマネ!

# トピックス コース

## 地域支援事業の全体像について(イメージ案)



### ケアマネジャーをよりよく理解する「市民のためのケアマネフォーラム」

《目的》 介護保険制度のキーパーソンである介護支援専門員の役割を確認し、市民の方々との相互理解を深めるために開催いたします。

《主催》 札幌市介護支援専門員連絡協議会  
 《日時》 平成17年9月27日(火) 13時30分～16時  
 《会場》 札幌市社会福祉総合センター 大研修室(4階)  
 《日程》 13:00 13:30 14:30 14:40 16:00

受付	挨拶 記念講演	休憩	シンポジウム
----	------------	----	--------

《内容》 <挨拶・記念講演>  
 「介護保険制度の動向」(13:30～14:30)  
 札幌市介護支援専門員連絡協議会々長 奥田 龍人氏  
 休憩(14:30～14:40)  
 <シンポジウム>  
 「地域包括ケアを目指して」(14:40～16:00)  
 <司会>  
 北海道総合在宅ケア事業団 土井 正子氏  
 <シンポジスト>  
 ホームヘルパーノア居宅介護支援事業所 澤出 桃姫子氏  
 ヘルパーステーションはばたき 力徳 キヨ子氏  
 札幌市西区在宅介護支援センター 西野 乙坂 友広氏

《参加対象》 札幌市在住で介護保険に関心のある方ならどなたでも参加できます。

《定員》 300名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

《参加費》 無料

《申込方法》

一般の方は、電話で氏名、電話番号をお聞かせください。介護支援専門員は、別添の申込用紙を9月16日(金)までに送付して下さい。(ファックス可)

《申込・問い合わせ先》

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部【担当 庄中・東井】  
 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階  
 ☎612-6110 FAX613-5486

### 2005年「介護支援専門員受験対策講座」

《目的》 この講座では、実務研修受講資格試験のための標準テキストを活用し、試験のために必要な知識を総合的に学び、介護保険制度論やケアマネジメント方法論に関する基本的な知識をはじめ、高齢者介護総論を重点的に学ぶものとし、介護支援専門員資格取得への支援をするために開催いたします。

《主催》 札幌市介護支援専門員連絡協議会  
 《日時》 平成17年10月1日(土)～2日(日) 9時30分～16時  
 《会場》 札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)  
 公共交通機関をご利用下さい。(地下鉄東西線「西18丁目」駅 徒歩3分)

《参加対象》 介護支援専門員の試験を受験する方  
 《定員》 300名(定員なり次第締め切ります。)  
 《参加費》 10,000円(1日の場合は5,000円)  
 ※当日の受付時にお支払い下さい。テキスト代ではありません。

《内容》 【10月1日(土)】  
 9:30～12:30 「居宅介護支援と居宅サービス」  
 ケアプランセンターはばたき所長 山崎 加代子氏  
 12:30～13:30 休憩  
 13:30～16:00 「介護保険制度と介護支援」  
 医療法人 深仁会 統括本部業務管理室々長 奥田 龍人氏  
 【10月2日(日)】  
 9:30～12:30 「高齢者保健医療の基礎知識」  
 社団法人北海道総合在宅ケア事業団訪問看護部主幹 土井 正子氏  
 12:30～13:30 休憩  
 13:30～16:00 「介護保険施設と高齢者福祉の基礎知識」  
 社会福祉法人ほくろ福祉協会総合施設長 松本 剛一氏

《申込方法》 9月22日(木)までに所定の申込用紙によりFAX等にて申し込み下さい。

《申込・問い合わせ先》

札幌市社会福祉協議会地域ケア係【担当 庄中・東井】  
 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階  
 ☎612-6110 FAX613-5486

《テキスト》

「改訂介護支援専門員基本テキスト」(財団法人長寿社会開発センター発行)をご持参下さい。当日も販売いたしますが、購入を希望される方は申込用紙に記入して下さい。

# 掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加(参加費有)できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

## ● 中央区支部定例会

日時▶8月22日(月)18時30分~《※》  
会場▶社会福祉総合センター第2会議室  
テーマ▶介護報酬の算定と不適切事例について  
講師▶札幌市介護支援専門員連絡協議会会長 奥田 龍人氏  
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター  
☎281-6113

## ● 北区支部定例会

日時▶9月21日(水)18時30分~《※》  
会場▶北区民センター  
テーマ▶居宅介護支援事業所への実地指導を通して  
~ケアマネジャーの役割を考える~  
講師▶そとこそ居宅介護支援事業所所長 浅利 佐知子氏  
札幌市在宅福祉サービス協会北事業所長 伊藤 孝子氏  
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター  
☎757-6113

## ● 東区支部定例会

8・9月は予定なし

## ● 白石区支部定例会

日時▶9月17日(土)13時30分~《区民対象》  
会場▶白石区民センターホール  
テーマ▶あたまの働きと物忘れ  
講師▶北海道医療大学看護福祉学部助教授 井出 訓氏  
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター  
☎861-6116

## ● 厚別区支部定例会

日時▶①8月9日(火)18時30分~  
②9月17日(土)《区民対象》  
会場▶①厚別区民センター  
②西友厚別店  
テーマ▶①自立支援促進ケアプラン事例検討  
②未定  
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター  
☎895-6101

## ● 豊平区支部定例会

日時▶9月14日(水)18時30分~《※》  
会場▶豊平区民センター  
テーマ▶事例による意見交換会  
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター  
☎815-6108

## ● 清田区支部定例会

日時▶9月10日(土)《区民対象》  
会場▶清田区総合庁舎3階大会議室  
講師▶札幌市議会議員兼落語家 林家 とんでん平氏  
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター  
☎885-6109

## ● 南区支部定例会

日時▶9月13日(火)18時30分~《※》  
会場▶南区民センター  
テーマ▶高齢者によくある疾患・事例検討  
講師▶静明館診療所 矢崎 一雄氏  
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター  
☎582-6104

## ● 西区支部定例会

日時▶9月20日(火)18時30分~《※》  
会場▶西区民センター3F視聴覚室  
テーマ▶認知症のアセスメントツール  
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター  
☎614-6105

## ● 手稲区支部定例会

日時▶9月20日(火)18時30分~《※》  
会場▶手稲区民センター  
テーマ▶居宅介護支援事業所の内部監査について  
講師▶医療法人湊仁会湊仁会病院  
在宅ケアセンター管理者 高橋 康雄氏  
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター  
☎695-6113

## 「ケアマネメール相談室」ご利用下さい!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことで聞いてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員のための相談室を昨年9月から開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。

Eメールアドレスは、「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」です。お気軽にご相談下さい。